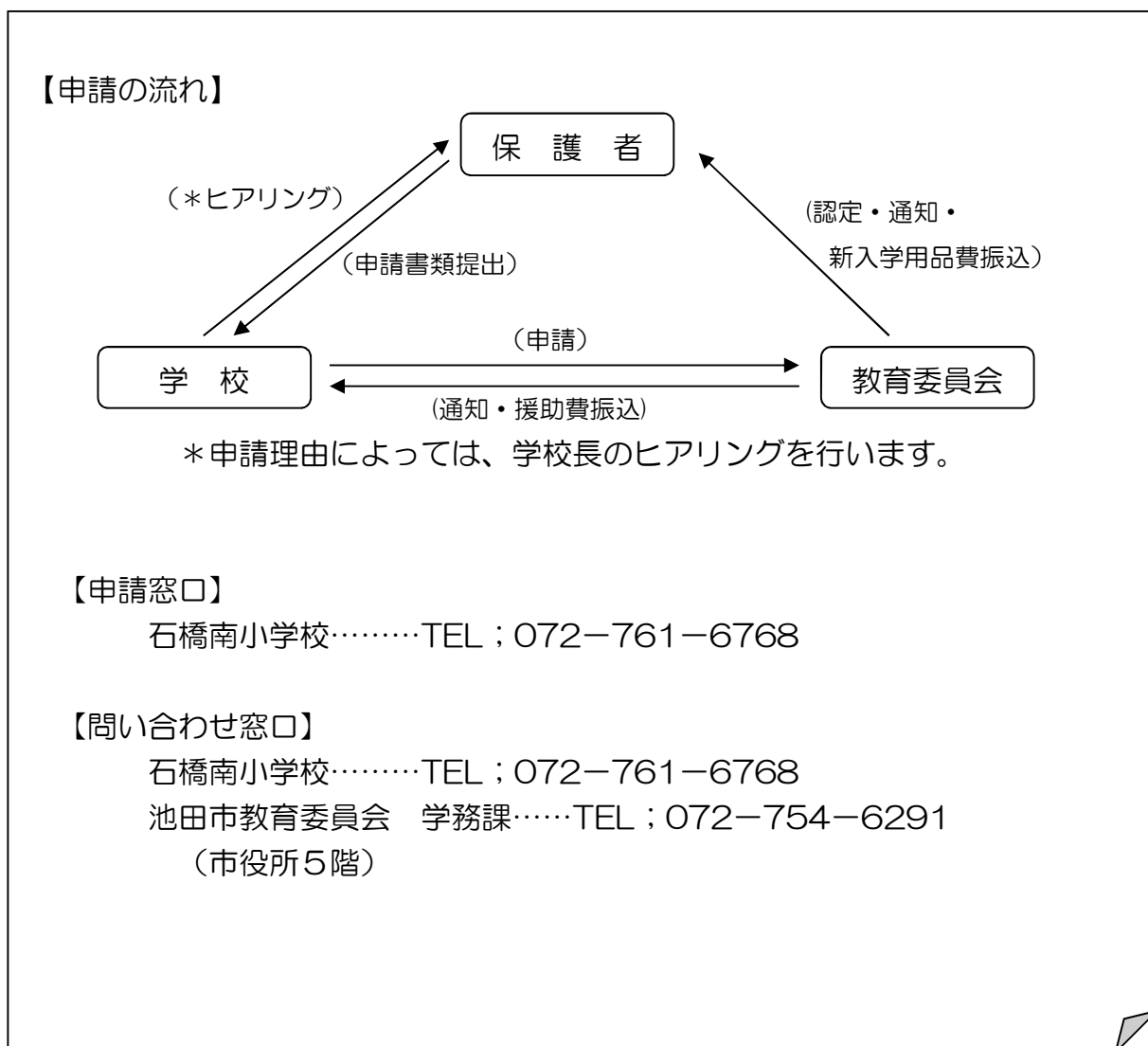


就学援助制度について

池田市では、経済的な理由で小・中・義務教育学校で必要な諸費用（学用品費や給食費など）の納付が困難なご家庭に費用の一部を援助しています。受給を希望される保護者は学校へご相談ください。

なお、新入学用品費のみ入学前早期支給をご利用いただけます。希望される保護者は、池田市教育委員会 学務課へご相談ください。



☆まずは、学校へご相談ください。

- ☆ 申し込みされた場合、申し込みが受け入れられた月からの支給となります。
- ☆ また、現在就学援助を受けている方も毎年継続手続きが必要です。

□ 医療費の援助

就学援助が認められた場合、医療券（医療費援助）の制度があります。特定の病気（トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・膿かしん（とびひ）・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病等、学校保健安全施行令第8条に規定する疾病に限る）で医者にかかる時に限り使うことができます。

□ 学用品費

認定月により計算した金額を学校長の口座へ振込

1年生……………13,230円／年（1ヶ月 1,102円）

2年～6年生…15,500円／年（1ヶ月 1,291円）

2023年4月現在

*年度末に学用品費等が学校諸費用より少なかった場合は、不足額を徴収いたします。残額が生じた場合は、保護者へ返金等の手続きをします。

□ 新入学児童生徒学用品費

1年生の4月1日認定者のみ、保護者の指定口座に振込

小学校 1年生……………54,060円／年

2023年4月現在

□ 給食費・行事費等

学校が委任を受けて、請求・精算を行うので保護者の指定口座には振り込まれません。

- 学校給食費……………給食代と同額
- 修学旅行費……………費用実費
- 自然学舎費……………費用実費

